

公　開　再　質　問　状

鷹栖町長 谷 寿男 様

ご回答ありがとうございます。

しかしながら、今回の回答文では条文解釈等の疑義が解消できなかつたため、改めて再質問させていただきます。

なお、回答は文書にて6月4日までに回答願います。また、この結果については、全文ではなく要約し、一般町民等に周知する場合がありますので、ご了承ください。

令和3年 5月21日

鷹栖町 11線12号4番地

林川伸二

鷹栖町 15線19号

姥川寅一



質問項目1の再質問

今回改正された条文に瑕疵がないとの主旨で、全国自治体ではありませんが、同様の準用をしている道内の事例を回答していただけたものと理解しました。

加えて、改正後の第18条は疑問点が多く、どういう背景でできたのか、参考にされた他自治体の条文が分かれば少しほう理解できると考えていましたが、本町と同じような事例はないものと理解しました。

- ① 「印鑑登録者又はその代理人」はそれぞれ別人格なので、「A又はB」として、「A又はB」とはAとBのどちらか1つという意味になりますが、第3条ただし書きを普通に読めば（準用すれば）、「B」が手続きできないときは、代理人が委任状を添えて手続きできると解釈できます。

ところが、今回の条例改正では、管内では1事例、道内では179市町村中数事例ではありますが、「A又はB」としている条文に対して第3条ただし書きを準用している例があり一般的と回答されています。確かにこの数市町村の事例については、「A又はB」の代理人が申請するときの委任状の添付について準用しており適切と思います。

しかし、本町のように、

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する登録印鑑証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請について準用する。

第18条の準用条例	対象者	対象者の簡略
第4条第2項	登録申請者に	「A」
第8条	印鑑登録者又はその代理人に	「A又はB」
第9条第1項	印鑑登録者又はその代理人は	「A又はB」
第10条	印鑑登録者又はその代理人は	「A又はB」
第11条	印鑑登録者又はその代理人が	「A又はB」
第13条	印鑑登録者に	「A」
(第15条)	(印鑑登録者又はその代理人が)	(「A又はB」)

「A」としている条文と「A又はB」としている条文を混在させて準用している事例はないのでしょうか。つまり、本町の第18条は一

一般的ではありません。（一般的に、準用する条例を並記する場合の対象者は「A」のパターンです。）

- ② 前記表で、（第15条）と記載していますが、第18条後段で「第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請」と改正しましたが、第13条は印鑑登録原票の再生、第15条が印鑑登録証明書の交付申請のことを言っており、

(印鑑登録原票の再製)

第13条 町長は、印鑑登録原票を再製する必要があると認めたときは、当該印鑑登録者に対して登録印鑑の提出を求め、印鑑登録原票を再製することができる。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 印鑑登録者又はその代理人が、当該印鑑登録者の印鑑登録原票に登録されている事項に関する証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）の交付を受けようとするときは、登録印鑑証を提示して町長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者自らが申請する場合において、登録印鑑を提示し、及び第4条第4項第1号に規定する文書を提示したときは、印鑑登録証の提示は必要としない。

「第13条」は「第15条」あるいは「印鑑登録証明書の交付申請」は「印鑑登録原票の再生」の誤り若しくは文言の欠落と思いますが、条文に瑕疵がないと考えているのか説明を願います。

なお、令和3年2月26日の総務文教常任委員会の第18条関連質疑では、「第13条では代理人を求めていない」と答弁されており、回答書4頁下から4段目で「代理人による申請に至る事由について準用している」としており、どう捉えて良いのかも併せて回答願います。

- ③ 今回、内容を改正又は追加した条文の対象者は「A又はB」で、改正等をしていない条文の対象者は「A」のままになっていると思います。

そこで、第4条第2項は「印鑑登録者又はその代理人に持参させる」ではなく「印鑑登録者に持参させる」となっており、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら持参することができないときは手続きできないと理解してよいか伺います。

第4条 略

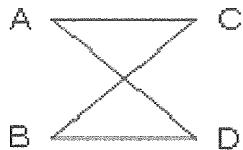
2 前項の確認は、印鑑の登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を町長が適当と認める期限までに登録申請者に持参させることによって行う。

質問項目2の再質問

**第11条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録を廃止するとき
又は登録印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登
録証を添えて町長に申請しなければならない。**

たすき掛けというのは、「A又はBのC又はD」というような表現です。分かりやすくカッコでくくると「(A又はB)の(C又はD)」という表現になります。

この場合、基本的には「AのC、AのD、BのC、BのD」の4つの場合を含みます。



回答書では、「想定される状況を条文化している」とのことでのことで、代理人が紛失する場合もあるとは思いますが、登録申請者から見れば紛失に変わりなく、敢えて代理人が登録印鑑を亡失したとき(BのD)を定義したその必要性を回答願います

質問項目4の再質問

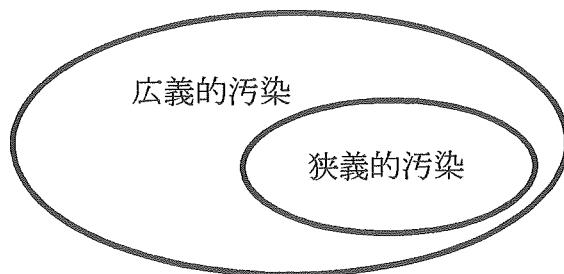
地方分権改革以降、各自治体の責任において条例制定ができるようになったと思っています。そのため、他自治体がどうのこうのではなく、鷹栖町としてどう考えているかが問われていますが、次の書籍で「汚染」とは次のとおりとなっています。

広辞苑	①けがれに染まること。よごれ。しみ。 ②細菌・有毒物質・放射性物質などによって、よごされること。また、よごすこと。
大辞林	汚れに染まること。特に、細菌・有害物質などに汚されること。また、汚すこと。
大辞泉	汚れること。特に、細菌・ガス・放射能などの有毒成分やちりなどで汚れること。また、汚すこと。「工場廃液が河川を一する」

狭義的には「細菌・有害物質などに汚されること」ですが、鷹栖町では、広義的な「よごれること」のことを指していると理解しました。

① しかし、回答書では「『感染』による不受理を規定していない」としていますが、その「よごれ（汚染）」のなかに、細菌・有毒物質・放射性物質などは含まれないのでしょうか。

私たちには見えないよごれの状態を誰がどのように判断するのかを伺っていますので明確に回答願います。



② 第9条で「汚損又は毀損」と言っていますが、

第9条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて再交付申請することができる。

汚損とは、

広辞苑	よごしたり、きずつけたりすること。また、そのよごれやきず
-----	------------------------------

と説明されており、きずがついて文字等が判読できなくても不受理の理由に該当しないため受理すると解釈してよろしいでしょうか。

つまり、印鑑登録証の「汚損又は毀損」は再交付申請の対象となるが、敢えて第16条で「汚染、又は毀損」と「よごれ」のみを対象とした理由を説明願います。

追記：私たちは、同日議案であった「鷹栖町新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給基金」についても、資料配布の段階で条文の瑕疵を指摘し、会議前に修正していただいたことを申し添えます。